

福岡県建築住宅センター確認検査業務約款

第1条 (契約履行)

建築主（以下「甲」という。）及び一般財団法人福岡県建築住宅センター（以下「乙」という。）は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書及び引受承諾書を含む。以下同じ）及び「一般財団法人福岡県建築住宅センター確認検査業務規程」（以下規程という。）に定められた次項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

第2条 (責務)

- 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。
- 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 甲は、引受承諾書に定められた額の手数料を第4条に規定する日（以下「納入期日」という。）までに納めなければならない。
 - 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書に定められた業務の対象（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法、その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。
 - 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。
 - 甲は、乙の確認審査業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に関し、審査において必要と認められる追加説明等の求め又は誤字、脱字等の指摘に対し、速やかに所要の図書等を添えるなど、説明の追加又は補正等必要な措置をとらなければならない。この場合、乙が期限を明示したときは、当該期限内にこれを行わなければならない。中間検査業務又は完了検査業務における追加説明書の提出の求めについても同様とする。

第3条 (業務期日)

乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日（確認検査業務規程第13条第2項に定める休日を除く。）とする。

(1) 確認審査業務

- 法第6条第1項第4号にかかる建築物については、引き受けた日から7日以内とする。
- 法第6条第1項第1号、第2号及び第3号に係る建築物については、引き受けた日から35日以内とする。

(2) 中間検査業務 中間検査工事が完了した日または、検査を引き受けた日のいずれか遅い日から4日以内とする。

(3) 完了検査業務 完了検査工事が完了した日または、検査を引き受けた日のいずれか遅い日から7日以内とする。

- 乙は、甲が前条第4項から第6項まで及び第5条第1項に定める責務を怠った時その他乙の責に帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対してその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要な事項については甲乙協議して定める。

第4条 (手数料の納入期日及び支払方法)

第2条第3項に規定する手数料の納入期日は、確認申請、中間検査申請及び完了検査申請の各々引受承諾書の交付日とする。

- 第2条第3項に規定する手数料は現金、または乙の指定する銀行口座に振込みにより納入しなければならない。

なお、払込みに要する費用は、甲の負担とする。

- 前二項について、甲乙協議のもと、特に定めた場合はこの限りではない。

第5条 (確認審査中の計画変更)

甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合は、当該確認申請を取り下げなければならない。

- 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約解除があったものとする。

第6条 (甲の解除権)

甲は、次の各号の1に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、正当な理由なく業務期日までに業務を完了せず、またその見込がない場合

(2) 乙が、この契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催促してもなお正されない場合

- 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

- 第1項の契約解除の場合、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

- 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。

- 第2項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しない。ただし、対象建築物等又はその敷地が、中間検査業務又は完了検査業務を乙が実施する前に災害罹災したことにより申請が取り下げられた場合のほか、乙が認めた場合においては、この限りでない。

第7条 (乙の解除権)

乙は、甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催促してもなお正されないときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- 前項の契約解除の場合、乙は、手数料を甲に返還しない。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

第8条 (計画の特定行政庁への通知)

乙は、この契約を締結した後、対象建築物の計画の概要を、建築場所の特定行政庁へ通知する。

- 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責めに任じないものとする。

第9条 (秘密保持)

乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第9条の2 (個人情報の利用目的)

乙は、一般財団法人福岡県建築住宅センター個人情報保護規定に基づき、この契約による確認検査業務で得た情報を、業務上の連絡調整、法令に基づく保管及び行政庁への報告、各種統計処理等に必要な範囲内で利用することができる。

第10条 (別途協議)

この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。